

多子世帯に対する保育所等保育料等の軽減制度について

1. 対象となる世帯

城陽市内認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（以下、保育所等）に入所される児童よりも年齢の高い児童が、幼稚園や認定子ども園、企業主導型保育事業所（以下、幼稚園等）に入園されている世帯（企業主導型保育事業所を除く認可外保育所等については対象外です。）

2. 保育料等軽減額

年齢が高い順に数えて、

- ① 1人目が幼稚園等に入園し、2人目が保育所等の場合、
2人目の保育所等保育料を通常額の1/2とします。
- ② 1人目が幼稚園等に入園し、2人目及び3人目が保育所等の場合、
2人目の保育所等保育料を通常額の1/2、3人目の保育所等保育料等を無料とします。

3. 申請方法

保育所等入所申込書の提出時に、「保育所等保育料等多子減免申請書」及び「在園証明書」を添付してください。

なお、保育所等へ入所後入所児童よりも年齢の高い児童が、幼稚園等に入園した場合は、すみやかに書類を提出してください。

4. 適用時期

保育所等入所申込と同時に申請された場合は、保育所等への入所時から適用となります。入所後に申請された場合は、申請された月の次月からとなります。

5. その他

幼稚園等を退園された場合は、すみやかに城陽市子育て支援課にご連絡ください。

保育所等にのみ2人以上入所されている場合は、申請不要で、減免を行います。